

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに採用され、作業員として就労していたところ、同年〇月〇日、河川の草払い作業中、遊歩道に上がるため同僚に右腕を引っ張ってもらった際に負傷した。請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「右肩関節捻挫、右肘関節捻挫」（以下「旧傷病」という。）と診断され療養し、その後、D病院に転医し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

旧傷病の治ゆ認定から約3年後、請求人は、E病院に受診し、「右肩変形性関節症、右肩拘縮」（以下「本件傷病」という。）と診断され加療した。

請求人は、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成○年○月○日から同月○日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の傷病は治ゆ後のものであるとして、これを支給しない旨の処分をしたことから、審査官の決定を経て当審査会に再審査請求をしたが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却している。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、右腕が上がりなくなったことは旧傷病の悪化であり、本件傷病は旧傷病の再発である旨主張している。なお、請求人は聴取書において、平成○年○月○日頃は右肩の痛みは特にない旨述べている。

(2) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、本件傷病と旧傷病との因果関係について「受傷時からの経緯も関係あると推測されます。」と述べている。当審査会としても、本件一件記録を精査したところ、決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、本件傷病のうち、右肩変形性関節症と旧傷病の右肩関節捻挫との間に相当因果関係は認め難いものの、右肩拘縮については、旧傷病との間に相当因果関係が認められるものと判断する。

(3) 次に、治ゆ時の状態と比べて状態が悪化しているか否かについてみると、F医師は、上記意見書において、「現時点はリハビリにて少しずつ改善ありますが、E病院受診時は可動域制限は強い状態でした。」と述べるに止まり、治ゆ

時と比べて悪化しているか否かについては意見を述べていない。そこで、請求人の右肩関節の可動域についての医証を見るに、平成〇年〇月〇日付けG医師作成の障害補償給付支給請求書裏面の診断書によると、「屈曲70°、外転70°、外旋5°」、同年〇月〇日付けH医師作成の診断書によると、「屈曲110°、外転105°、外旋10°」、平成〇年〇月〇日付けI医師作成の診断書によると、「屈曲155°、外転175°、外旋30°」であることが認められる。請求人が主張する再発時期である平成〇年〇月〇日頃の右肩の関節可動域については、E病院医事課担当者からの電話聴取書によると、「屈曲150° 外転120° 外旋40°」であり、請求人も「平成〇年〇月〇日の治ゆ時には、右肩関節の運動可動域は屈曲で90° くらいだった。平成〇年〇月〇日時点では155° と改善したが、平成〇年〇月〇日にE病院で測定したところ屈曲120° に悪化した。」旨述べており、決定書理由第2の2の(2)のイに説示のとおり、請求人が主張する再発時期において、請求人の右肩関節の可動域の制限は、治ゆ時と比べて改善しているものと推認される。また、治ゆ時に比べ症状が明らかに悪化している旨の医学的見解は認められないことから、請求人の右肩関節については、治ゆ時の状態からみて、明らかに症状が悪化しているとは言えないものと判断する。

- (4) また、請求人が受けている療養の内容について、本件の医学的見解及び請求人の療養経過を確認したが、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、対症療法等であって再発の要件を充たすものとは認められないと判断する。

したがって、本件傷病のうち右肩拘縮については、旧傷病との間に相当因果関係は認められるものの、治ゆ時に比べて症状が悪化しているとは言えず、治療効果も認められないことから、本件傷病は旧傷病の再発であるとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は旧傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。